

令和 8 年 8 月 4 日策定

社会福祉法人 緑風会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 9 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年 7 ヶ月

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 50%以上

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 男性職員に対しての育児休業等の取得に関する就業規則について研修や各種会議にて周知
- 令和 9 年 1 月～ 対象男性職員に対しての個別案内

目標 2： 全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均が毎月 30 時間未満とする。

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 経営会議、事務担当者会議にて現状課題の抽出
- 令和 9 年 4 月～ 勤怠管理、人事管理、業務システム、ICT 活用の整備を進め、職員の業務負担軽減及び業務効率化を図る
- 令和 10 年 4 月～ 運用の課題を抽出し改善

目標 3：年間の年次有給休暇取得計画の策定実施

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 各種研修や会議にて職員に対しての説明、理解を得る
- 令和 9 年 4 月～ 年間の年次有給休暇取得計画の提出を促す

目標 4：労働者の育児休業等の取得期間延伸のための措置を講ずる

<対策>

- 令和 8 年 9 月～ 育児休業等の取得者の代替業務に対応する労働者の確保等整備を行う
- 令和 9 年 1 月～ 職場復帰できる環境に向けたハラスメント防止研修の実施